

会 議 記 録

会議名称	第33回杉並区環境清掃審議会	
日時	平成20年12月12日(金) 午前10時～午前11時51分	
場所	区役所 中棟6階 第4会議室	
出席者	委員名	丸田会長、馬奈木委員、横山委員、藤原委員、岸委員、柳澤委員、夏目委員、木村委員、岩島委員、田中委員、山室委員、松木委員、内藤委員、境原委員、大澤委員、井上委員 (16名)
	区側	環境清掃部長、環境課長、環境都市推進担当課長、清掃管理課長、ごみ減量担当課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、
傍聴者数	1名	
配付資料等	事前	第32回環境清掃審議会会議録(案) 足立区及び所沢市の資源持ち去り対策等調査結果 第32回環境清掃審議会における審議内容(抜粋) 杉並区環境基本計画実施状況報告書【平成20年度版】
	当日	席次表 第33回杉並区環境清掃審議会 次第 資源持ち去り行為に対する刑罰規定等のあり方について(答申)(案) 資源持ち去り行為に対する23区の取組状況 2008年(平成20年)12月10日水曜日 朝日新聞記事 平成20年度杉並区環境白書 資料編
会議次第	第33回杉並区環境清掃審議会 1 会長あいさつ 2 第32回会議録(案)の確認 3 議題 審議事項 (1)資源持ち去り行為に対する刑罰規定等のあり方について 報告事項 (1)杉並区環境基本計画実施状況報告書(平成20年度版)について 4 その他 5 次回開催予定(確認)	

<p>発言者 環境課長</p>	<p>第33回環境清掃審議会発言要旨 平成20年12月12日(金) 発言要旨</p> <p>定刻になりましたので、第33回環境清掃審議会の開会をお願いします。開会に当たりまして、事務局より本日の委員の出席状況のご報告をいたします。</p> <p>現在のところ、事前に欠席という方が4名ですが、それ以外にまだ5名、合計9名の方がいらっしゃいませんが、定足数は半数ということでございますので、本日の会議は有効に成立するものでございます。</p> <p>資料でございますが、事前にお送りしましたものにつきまして確認をしたいと思っております。</p> <p>「第32回環境清掃審議会会議録(案)」でございます。「足立区及び所沢市の資源持ち去り対策等調査結果」、前回の環境清掃審議会の議事録以外に、今回の諮問に関する抜粋をしたもの、「杉並区環境基本計画実施状況報告書【平成20年度版】」ということで、既に事前に送らせていただいております。</p> <p>本日、席上に配付させていただきました資料でございますが、1つは、今回の答申案として、これは会長ともお話をさせていただきまして、調整させていただき、事務局案として出したものでございます。それが2枚あります。それから、「資源持ち去り行為に対する23区の取組状況」ということでございます。また、12月10日の朝日新聞の記事ということでございます。</p> <p>本日、皆さん方の席に「平成20年度杉並区環境白書 資料編」を置かせていただいておりますので、これは今年度については、本編ではなく資料編だけを作成することになっておりますので、後ほど見ていただきたいと思います。</p> <p>皆さま、不足の資料はありませんでしょうか。</p> <p>それでは、会長、開会をよろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>只今から第33回杉並区環境清掃審議会を開会したいと思います。</p> <p>ご承知のように、本日の審議事項は、「資源持ち去り行為に対する刑罰規定等のあり方について」という答申案を検討していただくことになっております。その後、報告事項もありますが、よろしくご協力のほどお願いしたいと思います。</p> <p>では、早速でございますが、議事に入らせていただきます。</p> <p>「第32回杉並区環境清掃審議会会議録(案)の確認」ということで、事前に皆さまに会議記録の案をご送付させていただきました。ご覧になっていただいたわけでございます。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。</p>

<p>ごみ減量担当課長</p>	<p>では、「第32回杉並区環境清掃審議会会議録」の（案）を取らせていただきたいと思います。</p> <p>では、3番目の審議事項でございます。</p> <p>先ほど申し上げました「資源持去り行為に対する刑罰規定等のあり方について」の答申案について、ご検討いただくことになります。</p> <p>ごみ減量担当課長、いろいろな資料をそろえていらっしゃいますので、併せてご説明のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>おはようございます。説明させていただきます。</p> <p>お送りいたしました参考資料で、環境清掃審議会における審議内容、こちらの資料をお出しいただきたいと思います。</p> <p>前回、委員の皆様からいただいたご意見の概要につきまして、抜粋させていただきました。既にお送りいたしましたので、内容については、詳細にはご説明はいたしません、ざっとかいつまんで概要を説明させていただきます。</p> <p>まず、区内に2万5,000カ所ある集積所の管理は、区民の皆様がやっているということでございます。</p> <p>現在、行政回収につきましては最終処分場の延命のために、ぜひやっていく必要があるということでございます。</p> <p>また、価格というのは、経済状況に応じて上下いたしますが、それは価格が上下したとしても、資源回収というのは行政が責任を持ってやる必要があるだろうということでございました。</p> <p>持去り業者が横行してございますが、持去り業者に遭ったときの区民の方の対応、区民の方が万が一にも危害を及ぼされるようなことがないように、区でしっかりとした対応をとっていく必要があるだろうということも、ご意見としてございました。</p> <p>区がしっかりとしたマニュアルをつくりまして、資源回収事業者、警察等と連携いたしまして、しっかりとした対応をしていくことが必要であろうということが、皆様からいただいた意見の概要でございます。</p> <p>2番目の資料でございますが、前回の審議会の中で委員の方から、足立区と所沢市の資源回収、持去り対策についてどのような施策をとっているかということ調査してほしいということでございましたので、ご提示させていただきます。</p> <p>「足立区及び所沢市の資源持ち去り対策等調査結果」をご覧いただきたいと思っております。</p>
-----------------	---

人口につきましては、記載のとおりでございますが、現行条例の中に持去り禁止の規定があるかどうかということでございますが、足立区は規定がございません。所沢市につきましては、杉並区の現行条例と同様に、資源の所有権が市に帰属するということの明記、収集運搬受託事業者以外の者が収集運搬をすることを禁じてございます。

今後の条例改正の予定でございますが、足立区では罰則規定を盛り込んだ条例改正を、現在のところ、検討しているというところでございます。所沢市については、現在は、予定はございません。

資源の持去り対策でございますが、直営によるパトロール、持去り禁止の集積所への看板設置などは、同様なことをやっております。集団回収の推進・支援ということで、1キログラム当たり6円の報奨金、これは足立区の場合、杉並区と同様でございます。所沢市の場合は6円50銭という形で、報奨金を支給していることでございます。

19年度の古紙回収量でございますが、足立区につきましては、古紙回収量、新聞回収量は、行政回収については少なくなっておりますが、集団回収がそれに比較して多いという状況でございます。所沢市は、やはり集団回収のほうが多くなっております、記載のとおりになってございます。

欄外に、杉並区の古紙回収量等につきまして記載させていただいておりますが、杉並区は、足立区に比べまして行政回収量が多くなっております、集団回収につきましては、足立区よりも少ない数値になってございます。

ちなみに、杉並区の古紙回収量につきましては、23区の中で、世田谷区、練馬区に次ぎまして3位となっております。

その他でございますけれども、足立区については、民間の事業者が区民の方から直接、資源を買い取っていること。これは、テストケースでやっておりますが、8月末からスタートしたということでございます。所沢市につきましては、資源の持去りについての取り締まりを警察とも連携してやっているということでございます。

今日お配りいたしました3番目でございますが、「資源持去り行為に対する23区の取組状況」をご覧いただきたいと思っております。これは、23区の条例の施行状況ですとか、民間パトロール等の状況を調査させていただきました。

こちらは、指定事業者以外の収集運搬禁止規定、これを条例の中に規定している区は10区ございます。この中でも、品川区と目黒区と世田谷区につきまして

は、禁止命令、罰則ということで、既に規定してございます。品川区につきましては、過料ということで、これは5万円以下の過料です。目黒区については、違反事業者を公表していくということでございます。世田谷区は、既にご存じのように最初に罰則を設けた区でございまして、20万円以下の罰金ということでございます。

網かけの部分でございますが、周辺区の持去り業者の出現状況ということで、中野区につきましては、昨年4月に、古紙につきましては集団回収に移行いたしましたので、基本的には持去り業者は出現していないということでございます。杉並区、豊島区、板橋区、練馬区はご覧いただければおわかりのように、やはり足立ナンバー、所沢ナンバーが、非常に持去り業者としては多いです。

条例改正の今後の予定でございまして、そちらに記載いたしました但、杉並区を初め7区が、今後、条例改正を予定しておりまして、罰則規定を創設する予定でございまして。

区直営によるパトロール、民間パトロール、いずれも実施していない区もございまして。中野区と練馬区でございまして、いずれかやっている区が多く、杉並区を初め、墨田区、世田谷区の3区につきましては、直営パトロール、民間パトロールを実施いたしまして、資源持去り行為をなくすために努力しているところでございまして。

今日お配りした資料の中の12月10日付の朝日新聞の記事でございまして、こちらにつきましては世田谷区で、最高裁で有罪判決を受けました12事業者の中の1事業者も含めた3事業者を、条例の違反があったということで、告発したということでございまして、なかなかまだ効果が上がっていないということが、この新聞記事の中でも読み取れるかと思っております。

現在の状況に関しまして、世田谷区につきましては、世田谷区長が、資源の持去り行為については、区民から取り締まりの強い要望があり、引き続き、適正に対処してまいりたいというようなコメントを発表いたしまして、今後も毅然とした対応をしていこうということの方針として出しております。

以上が説明でございまして、その後、今日お配りしております「資源持去り行為に対する刑罰規定等のあり方について(案)」につきましては、読み上げることで説明にかえさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

平成20年12月12日

杉並区長

山 田 宏 様

杉並区環境清掃審議会

会 長 丸 田 頼 一

資源持去り行為に対する刑罰規定等のあり方について

(答 申)

杉並区環境清掃審議会は、平成20年11月4日付「20杉並第42503号」により諮問のありました「資源持去り行為に対する刑罰規定等のあり方について」、慎重な審議の結果、別紙のとおり結論を得たので答申いたします。

——別紙でございますけれども、

資源持去り行為に対する刑罰規定等のあり方について

(答 申)

1 結論

「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を改正し、資源の持去り行為に対する刑罰規定等を創設することが適当と認める。

なお、条例の実効性を確保する観点から、以下のとおり要望する。

【要望事項】

- ① 条例の改正及び適用にあたっては、関係機関と十分協議し、連携を図ること。
- ② 条例改正の目的や内容について、区民に対する周知を徹底し、区民の理解と協力を得るよう努めること。
- ③ 資源の持去り行為発見時において、万が一にも区民に危害等が及ばないよう、対処方法等について、区民への周知と安全対策に万全を期すこと。
- ④ 資源の持去り行為に対する監視体制を強化し、区民から通報があった場合は、迅速かつ的確に対処し、区民との信頼関係の確保に努めること。
- ⑤ 集積所に関する行政上の設置根拠や看板等による管理実態を明確にするなど、条例改正に向けて一層の条件整備を図ること。

2 理由

資源回収については、売却価格の上昇等を背景として、区民が集積所に出した資源を持去る行為が多発し、区民等とのトラブルや交通法規の無視など、日常生活の安全・安心までもが脅威にさらされている。

杉並区では、こうした問題に対処するため、平成15年に「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を改正し、集積所に出された資源に対する所有権を明

	<p>示するとともに、パトロールを強化し、持去り事業者を告発するなど、一定の対策を講じてきたが、事態の改善までには至っていない。</p> <p>こうした中で、平成20年7月、最高裁判所によって資源の持去り行為に関し、条例による罰則等の正当性が認められる司法判断がなされたことは、共通の問題に直面している杉並区にとって朗報である。</p> <p>杉並区として、区民が集積所に出した資源を無断で持去る行為は、区の所有権を侵害するとともに、行政回収に協力する区民の思いを踏みにじるものであり、決して座視できるものではない。</p> <p>以上の点から、杉並区が安定的かつ継続的に資源回収事業を実施していくため、条例に刑罰規定等を創設し、持去り行為の違法性と可罰性を明らかにしていくことは、十分、合理性があるものと判断する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">平成20年12月12日</p> <p style="text-align: right;">杉並区環境清掃審議会</p>
<p>会 長</p>	<p>——以上でございます。</p> <p>最後に読まれました答申案につきましては、「結論」と「理由」と2つに分けて、前回いただきました皆さまのご意見等を十分尊重して、その結果を中心にまとめさせていただいております。よろしくご検討のほど、お願いしたいと思います。</p> <p>では、只今から討議ということで、ご質問、ご意見ございましたらいただきたいと思えます。</p> <p>どうぞ、U委員。</p>
<p>U 委 員</p>	<p>この件については、私は賛同いたします、結論的に言って。</p> <p>資源の持去りの現状について、私は、北は北海道、南は九州まで、ずっと調べてみたのですが、札幌市では、アルミ缶を主体に禁止命令を出している。それから、茨城県の守谷市では、新聞を束ねたところに所有権を明示するために、例えば「守谷市 ○○△△」と名前を書かせている。これが施策になっております。</p> <p>今回、私は一区民として、この資源持去りの現状等の意見を述べさせていただきたいということで、資料を配っていただければと思えます。</p> <p>ここの答申の中にもあるように、現状、資源の持去り行為というもの、その手口は、こっそりから堂々との行為に非常に変わっているということです。そういう現状を踏まえて、これから杉並区で条例を改正する場合は、今回、お配りして</p>

いる私の資料の中の4項、この辺を網羅していただきたい。それに対してのディスカッションをしていただければありがたいと思っております。

では、論点を絞ってお話いたします。まず、4項の項目に入ります。

罰則については、2つあります。1つは、禁止命令。もう一つは、量刑を科する行為。一つの持去り行為の罰則については、もう既に杉並区では、条例第7条で記入されています。ただし、罰則規定は入っていませんということです。

ですので、ただ禁止命令だけではだめだと。持ち出しはいけないというだけではいけないので、さらに追加して、世田谷区あの事件の中身を見ますと、1項として、イエローカードを出すということを追加しているのです。ですから、杉並区も、このイエローカードを追加していただければありがたいと思っています。

禁止の罰金刑の条例については、地方自治法第4項では準用できるということで、既に杉並区では30万円ぐらいの予定を考えているということで、全国的に、私はこの量刑の実態を調べましたら、非常にばらばらでございます。果ては、沖縄県的那覇市では1万円。これは、1キロ6円を罰金の条件として、資源の相当量を算出しますと1.7トンになる。だから、1.7トン盗んで1万円の罰金ということになります。杉並区の場合は、50トンで30万円。だから、50トン盗めるかどうかという話ですね。大半は、20万円ということになっております。

2項の持去り行為の罰金刑で規制できるかどうかという点について、集団回収については、これはもう利益がありますので、これは窃盗罪ということでよいでしょう。行政回収の場合は、今回、管理下にある、所有権は区にあるということと、あと、書面等で見えるという、この辺を入れれば、私は抑制効果が出るだろうと考えております。

3番目の罰金刑、幾らにするかということについては、やはり抑制することとも考えて、あまり高額ではいけないだろうということで、大体、標準的に他の都市等を全国的に見ますと、20万円が妥当だろうと考えております。

この辺の点も考慮して、条例の改正をするときには見直していただければありがたいと思っております。

もう一つは、区民のアンケートの結果、それをきちんと反映させていただくということです。

あとは、杉並区すべき問題は、2点ということでございます。

以上でございます。

<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>このU委員の資料も含めて、ご質問、ご意見いただければ、どうぞ、J委員。</p>
<p>J 委 員</p>	<p>今の点に関してですが、例えば20万円の罰金があったとして、それに相当する資源量というのがあると思うのですが、実際、100%つかまえることはできないという現状があると思います。例えば、実際にやっている方々の1割のみできるとすると、その20万円相当分の罰金×10%で、実質的な効果としては2万円の罰金に相当するということがあると思います。</p> <p>そうすると、トラック1トン当たり10万円儲けられるとすると、平均的には2万円の損失があるけれども、普通にやれば10万円儲ける。そうすると、実質的な抑止効果はほぼない——ほぼと言うとおかしいですが、少ないと思います。そうすると、その10%というのが正しいかどうかは全くわからないのですが、それが法外ということになると思うのですが、200万円であれば200万円×10%で20万円、20万円がここに相当される資源量として適切であれば、実質10万円を毎回トラックとして儲けられる方々にとっては抑止効果があるといった罰則の額と、実際どのぐらいの割合でつかまえられるかという両方を考慮して、ただ、論理上は、罰則金額を考慮したほうがよいのかとは思いますが。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。ほかにございましたら。</p> <p>R委員。</p>
<p>R 委 員</p>	<p>私も、この答申に基本的に賛成ということで、この方向ということでよろしいと思います。</p> <p>今、いろいろご説明いただいて、お話しいただいた中で、法のその辺の細かいところは不案内ですので、プロフェッショナルな方々に適切にぜひお願いしたいと思います。</p> <p>いずれにしても、U委員のお話、ご説明の中でも、基本的にこの内容の答申で出して、答申していくということに対しては、何ら不都合はなかったかなと思います。ということで、答申としては、私はこれでよろしいのではなかろうかと思えます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>K委員。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>私も、基本的には賛成でございます。</p> <p>区で答申案を出していただいた中で、一般論として書かれておりますので、も</p>

	<p>う少し私のあえての希望を申し上げますと、これは、どこで読み取ったらよいのかという感じがするわけです。やはり、区が既に業者とタイアップしたり、区自らが回収しておられることに対して、いわゆるアパッチとしてやってこられるものを、完全に区別する必要があるということの中で、例えば車に横幕を立てて、「これは完全に区の指定したものなんだよ」、「これは別に違反しているものなんだよ」というような明確にするということなり、例えば、もう1点考えたのが、今、申し上げたような形での区的車なり指定業者の車というものの一覧表あたりを、もっとオープンにさせていただいて、「ああ、あのA社さんの車だったら大丈夫ね」とか「B社だったら大丈夫ね」ということを、区民の中にもう少しアピールするというか、認識させるというような具体的なことが、ここの中でちょっと読み取れないかなというような感じがいたしました。</p> <p>それからもう1点、これは質問ですが、先ほどの足立区と所沢市の中で、その他の項目の中で、これはどういう意味かなということで、私、考えたのですが、「所沢警察署地域課が直接、資源持去りの取り締まりをしており、区に被害届を出すように連絡がある」ということは、私ども杉並区としては、所沢市に対して「こういう被害があるから何とかしてくれ」というような申し入れをなさっているのですか。</p>
会 長	どうぞ、事務局。
ごみ減量担当課長	こちらの所沢市の「その他」ということは、これは所沢市の住民の方から所沢の警察のほうに連絡があったような場合です。
K 委 員	ということは、「区」ではなしに「市」と。
ごみ減量担当課長	はい。そういうことでございます。
K 委 員	「区」と書いてあったものだから、これは杉並区に被害届を出すように連絡があると、私は理解したのです。
ごみ減量担当課長	失礼いたしました。これは、「市」でございますので、訂正させていただきたいと思います。
K 委 員	これは「市」ですね。わかりました。
	ということは、逆に言うならば、私ども杉並区としては、所沢市の市役所とか足立区に対して、「こういう問題があるのだよ」、「特にこういうことで区民からもいろいろな意見が出されているのだよ」というような情報連絡とか、そんなことはやっておられないということなのですか。
ごみ減量担当課長	はい。やってございません。

K 委 員	<p>そうですか。わかりました。また後ほど。</p>
会 長	<p>M委員、どうぞ。</p>
M 委 員	<p>私の意見は、今回の答申案については、基本的に反対です。</p>
	<p>理由は、まず第1に、懲罰規定を設けた場合の効果、要するに、そういう行為が減るという効果と、かえって区民が危険にさらされる度合いが高まるのではないかというデメリットを比べると、今回お配りいただいている資料、世田谷区の資料もそうですけれども、かえってデメリットのほうが大きくなるのではないかと。要するに、懲罰規定を前提に置いても、その場に来るという業者に対して、区民が受ける危険は増すのではないかとということ。</p>
	<p>それから、ここにもありますけれども、施行したけれども、結局は業者数が増えたと戻っているということに対して、そういう前例があるのにもかかわらず、先ほど、額の問題、お話がありましたが、20万円か30万円といった程度のところで、特にそれに対して新しい提案もなくこういった答申をすることは、審議会として恥ずかしいことだと考えます。</p>
	<p>それと、前回のお話の中でお聞きできたのは、区民が集団回収でやった場合はキロ6円、区から払われるのですけれども、区が回収する場合、その4倍、費用がかかっていますと。杉並区の場合は、いただいた資料では、現状、区のほうが回収量は多いということですね。</p>
	<p>この間、お話ししているとおり、区として収支はどうなのかと、メリットについてお話ししているのですけれども、回答がなくて、この世田谷区の記事でいうと、これは何を売った収入かわかりませんが、区が年間4～5億円収入があると書いてありますね。この間の説明では、杉並区のやり方は、運搬業者に4倍の費用を区としては払うので、キロ24円払っておいて、それを運搬業者が勝手に再生業者と取引をして、そのマージンは区には入ってこない、この間のお答えでは理解しているのですけれども、それは違うのであれば、この間の議論の中で、区民の利益を守るのが今回の罰則規定、刑罰規定の一つの眼目であるという部長のお話もありましたけれども、利益と言うときに、マイナスの利益を守るために一生懸命、区として、あるいは区民として、税金を払っている立場として何をやるのかというのがあるので、「利益」と言われるときの本当の金銭の面でのお話を、明確に伺っておかないとわからないと。</p>
	<p>それから、今の回収方法でやっています行政回収でいただいた6,851トン／年であれば約9,000万円、その回収のために区は支出しているわけですね。それに</p>

<p>会 長 ごみ減量担当課長</p>	<p>対して収入はあるのかということが、質問の第1点です。</p> <p>それから、集団回収では2,250万円ぐらいを回収主体、集団回収されているところに対して払っていると。合計1億円以上払ってやっているということであり ます。</p> <p>それに対して、私個人は朝日新聞を講読していますが、朝日新聞がアンカーという配達店を通してやっている回収を受けて、1束に対して1個のトイレットペーパーをもらうということでやっています。計算してみますと、区の中で新聞の購読量、それから一部の重さ等を測ってやってみましたら、大体、年間2万トン近く杉並区では——多分、広告を入れられる土日などを考えるともっと多いのですけれども、2万トンぐらい出ているはずで す。そのうち、集められているのは1万トン少しということですから、約半分、もしくは6～7割の回収率だと思います。そのほかは、燃えるごみの日に捨てているかというのを見ると、収集場所を見ますとほとんど捨てていません。ですから、恐らくはそういった何らかの回収機関、新聞社であるのであれば、メーカー側の努力でやっているわけですね。ですから、本来あるべき姿だと僕は思うのですが、そういった形で回収されているものが半分ある。それから、集団回収で残りのうちの3～4割がある。残る区の回収は、では一体、何のためにやっているのかというところがはっきりしないと、根本的にはこの刑罰自体、条例自体がわからないというところはあるのですけれども、先ほど言いましたように、まず反対の理由は、メリットよりもデメリットが、区民の安全性ということについては高いのではないかと いうことで、まず区のメリットがほかにあるのかということをお聞きしたいのですが。</p> <p>では、事務局。</p> <p>今のM委員のご質問にお答えいたしますが、まず杉並区は、集団回収の事業者 というか、集団回収をやられている方については、私どものほうでキロ6円の報奨金をお渡ししているということでございます。それについては、回収経費は、私どものほうは支払っていないということ でございます。</p> <p>区の行政回収におきましては、19年度、資源の売却収入ということで2億6,000万円ほど収入がございまして、その中で、古紙の売却収入は1億4,000万円ほど でございます。世田谷区の全体の売却収入が5億円ということでございますので、大体5分の3ということになってございます。</p> <p>区民が危険にさらされているということでございますが、現在、私どものほうに区民の皆様から、「条例に禁止命令規定がない」、「罰則規定がない」という</p>
-------------------------	--

<p>会 長 M 委 員</p>	<p>ことで、条例の改正、資源持去り対策の強化ということで、区民の皆様から多くのご意見、要望をいただいているところでございます。私どものほうでも、資源監視パトロール、そういったものを強化してございますけれども、まだまだ十分効果が上がっていないというところでございます。</p> <p>こういった状況に鑑みまして、区では、これについて罰則規定を設け、条例でまず規定していくと。それだけでは十分ではございませんので、資源回収の方法ですとか、それから監視パトロール、そういったものを改善していきまして、総合的に資源持去り対策を講じていこうということでございます。</p> <p>先ほどのちり紙交換ですとか、行政回収に上がってこないものも、当然あるわけですが、そういったところに私どもが規制を加えていく考えはございません。</p> <p>では、M委員、引き続き。 ありがとうございます。</p> <p>今のお話ですと、行政回収では1億4,000万円の収入があって、恐らく9,000万円程度、運搬回収のほうに費用がかかって、5,000万円あるのですが、区民に2,200~2,300万円払っているということで、収支でいうと2,000万円半ばぐらいの黒字が出ているということなのですが、本来、集団回収を増やしていこうとされている、目標にも掲げていってあるということと、今の利益率を考えても、もしこういう相場が続くのであればですが、区民が集団で集めて、それを渡しているほうが、区民としては、経済的に考えても正しい行為だと思うのですが、収入と支出でほとんど差がない、あるいは警備を増やす。それから、ここに答申の要望事項で、これをやるに当たっては集積所の管理等もきっちりやっていくということであれば、費用は上乘せされるということを見ると、要するにトントンかなというぐらいをイメージします。</p> <p>これで考えますと、先ほど言いました、刑罰を設けても来ている件数が減っていないという、現に罰則で罰金を科しても来ている量は変わっていないということを見ると、おっしゃっている意味が、今回制定することでそれが減るのがわからなくて、減らなければ、それを犯してまで来ている業者との折衝というのを、区民にある部分、負担させるということになるわけですから、それを考えても、全部集団回収、あるいは先ほど言いました新聞社、つくっている本人が回収するということを進めさせるほうが、朝日新聞などは環境を眼目にして、それをアピールポイントにしているわけですから、朝日新聞を見ても、回収率としてはどんどん上げていっているということを書いてありますが、そういったもの</p>
----------------------	---

<p>会 長 ごみ減量担当課長</p>	<p>に任せるといふか、そちらを増やしていくほうが当然よくて、区が管理するものに対してだけ網をかけている今回の規定が、本来やるべきことをやれば、無意味になってくるはずではないか。</p> <p>それと——今のお話、いいでしょうか。新聞回収は、百歩譲って環境のためによいと考えると、それについてボランティアで集団回収をやる人たちがたくさん増えるのは、よいことだと仮定します。仮定しますが、そうすると今回の条例は、全く何の意味も持たない。区が回収するものがゼロであれば、それは何も網をかけないという条例ですから、それははっきりこの間もお答えいただいているので、何も意味をなさないものを一生懸命、今、お話しするという事になっていないのでしょうか。</p> <p>ごみ減量担当課長。</p> <p>まず、杉並区をはじめ、こういった行政回収を始めた経緯といいますと、前回もご答弁申し上げましたように、古紙価格が、非常に下落したことによります。その当時は、行政回収以外のちり紙交換ですとか、そういった回収でうまくいっていたのですが、古紙価格が下落したことによって、それをまず維持できなくなったというスタートがございます。それで、行政回収がだんだん増えてきたという経過がございます。その中で、また価格が上がってきたものですから、資源の持去りについて、やはり区民の皆様からいろいろな要望をいただいているということがございます。</p> <p>ですから、私どものほうでは、行政回収をやってございますが、ちり紙交換ですとか集団回収というものを、私どものほうも奨励してございますが、それはこの前も申し上げましたが、集団回収については、地域のコミュニティの維持というようなものが第1の眼目でございます。そういった中でその収入が、地域の皆さまの総意の下におきまして活用されていくといったところで、私どもは集団回収を奨励しているということがございます。</p> <p>先ほどまた、M委員からご指摘のありました朝日新聞の記事でございますが、これについては世田谷区の状況でございます。杉並区については、先ほどもご答弁申し上げましたが、条例にまず罰則を設けるということで、それだけでは当然、不十分でございますので、総合的に持去り対策を強化していくといったことで、区民の皆様から情報は提供していただきたいと考えてございますが、やはり答申の案にも記入させていただきましたが、マニュアル等の整備をやっていきまして、区民の皆様にご迷惑を及ぼすといったことがないように、十分対策をとりな</p>
-------------------------	---

<p>会 長</p>	<p>がらやっていきたいと。それには、まず警察との連携も必要ですし、私どもが委託している資源回収事業者との連携も必要だと考えてございますが、その中で、区民の皆様から情報を提供していただいて、連携していきたいということでございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、R委員、お願いします。</p>
<p>R 委 員</p>	<p>先ほど私は、この答申の内容で基本的によろしいのではないのでしょうかと発言いたしましたが、そのとおり、今でも思っています。</p> <p>M委員のご意見は、当然出て、それはそれでよいご意見と考えてはおります。</p> <p>私が思うのは、区民の危険が増すのかどうかという件については、現状、前回の審議会でも、ここにも書かれておりますが、危険性はあるということで、それに対して監視体制を強化し、などなどということをやっていただいてという審議会からの要望というようなことで、適当と認めるという結論に行ってよろしいのではないかと思います。</p> <p>それから、いずれにしても、この問題、持去りというのは、いろいろなところで「何で持ち去るのだ」とか「持ち去られてけしからぬ」という意見というものも、我々、一市民としてたびたび聞いているということを踏まえて、何らかの対策をとるというのは、やはり何もせずに持っていかれる、座して待つというのはよろしくないといったような基本的な考え方を持っております。</p> <p>というようなことを踏まえて、審議会として適当と認め、このような5項の1要望事項をつけて適当だと思うということでよろしいのではないかと思います。</p>
<p>会 長</p> <p>Q 委 員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、Q委員、お願いします。</p> <p>この条例は、基本的に資源を出す方が、区の回収に出そうという意思で出しているものだと思います。それを、区が回収していけば、うまく機能するわけですが、その間に持っていつてしまう人がいるという基本的なことから、出す人が誰に出したいのか、「区に回収してもらうために出したい」、あるいは「回収業者に、その出す人が売るために出したいのか」ということによって違ってくると思うのです。ここはあくまでも、やはり区に資源を回収していただくという目的で出したものについてどうこうということだと、私は理解しております。</p> <p>ですから、この答申は、これでよいのではないかと考えております。</p> <p>以上です。</p>

<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、N委員。</p>
<p>N 委 員</p>	<p>私も、今、Q委員がおっしゃったことに、全く同じ考えです。</p> <p>M委員のおっしゃったように、集団回収をしてだとか、そういう形でそれぞれが資源回収を実行していけばよいというのは、理想的な形の一つのご意見かとは思いますが、私などは、実際に行政回収が今ほどなされていないときは、本当に「缶はどこに出して、トレイはどこに出して、ペットボトルはこうやって」と、それも忙しい中で、「今日は行けるから、あそこへ持っていこう」みたいな形でやっておりましたので、この行政回収が今みたいに始まったとき、とてもありがたいと思いました。それで、私たちの友人たちも、みんな「ペットボトルもやってくれればいいのに」とか、いろいろなことを言っていましたら、徐々にそれが実施されてきましたので、実際、やはりこの行政回収というのは続けてほしいということ、まず思っております。</p> <p>それから、やはり転居、新しく入っていらっしゃる方たちもたくさんいらっしゃるんで、その方たちも、この行政回収があつてこそ、うまく資源回収が進んでいくのではないかと考えておりますので、行政回収を選ぶ住民もたくさんいると思いますので、ぜひこういうことは続けていただきたいと思っておりますし、その際に、区に出すという意図で出している方の意思を尊重するためにも、この規定をつくることに賛成しております。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>どうぞ、U委員。</p>
<p>U 委 員</p>	<p>私も、この答申には大賛成でございます。</p> <p>第32回の資料で、資料5というのは、皆さま、お持ちでしょうか。これは、区でアンケートをとってあるもので、その中を見ますと、このアンケートというのは、やたら勝手に書くわけではないのですよね。やはり、どうしても区にやってほしいということで、例えば「持去り行為を防止してほしい」、「なぜ区は厳しく取り締まらないのか」、「違法収集がなくなる方法をもっと考えろ」、「もっと強力な体制は何かないのか」、「規定を制定していただきたい」、こういうふうな意見が出ているわけです。</p> <p>ですから、私は、このメリット・デメリットという話ではなくて、私は、メリットのほうをもっと強く推し進めていく方法がよいと思います。区としては、この辺を重々考慮した形で取り組んでいると、私は解釈しております。</p>

<p>会 長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>F委員、どうぞ。</p>
<p>F 委 員</p>	<p>基本的には、この答申案で、私、十分だと思います。いろいろ資料をそろえていただきまして、大変ありがたく思っております。</p> <p>実際に、私ども、直接回収に関わっている者としては、1つは、世田谷区の判断、最高裁の判断といえますか、判決の内容が細かくわかりませんので、はっきりは言えませんが、判断に従って量刑というのは決められるだろうと。したがって、罰金刑とした場合に幾らがよいかということは、最高裁の判断の中で決められることではないかと思しますので、極端に高いのがよいのか、低いのがよいのかということは、それはこれからの状況を見て決めればよいことであって、一応、30万円ですか、区として考えているのは、この辺が、妥当な線かなという気はいたします。</p> <p>もう一つは、区独自のパトロールということもやっていただいているわけですが、やはり司法的な判断になりますと、警察との連携をいまま少し強化しないといけません。なかなか警察署も、ほかの多発している犯罪で手が回り切れないということで、なかなか今までの印象では、この資源回収での持去り行為、違反行為に対する警察署の判断は、あまり関心がないように見受けられますが、ここで区のほうではっきりした刑罰規定を決めれば、警察もそれに従って協力してもらえるのではないかと考えております。以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>K委員。</p>
<p>K 委 員</p>	<p>今おっしゃった刑罰規定について、先ほどU委員からもお話がございましたが、金額を決めていただくのはそれでよいと思いますが、新聞等にありますとおり、2度、3度というような持去り行為をやった場合に、重加算的な、そういう加罰についても読み取れるような形でのものを持っていてもらいたい。果たして、罰金だけでよいのか。一遍やって、「あなたはだめよ」ということを正式に行政なり警察が認めた、さらにその上に罪を重ねていった場合、それこそ、罰金だけではなくて、刑罰ということも視野に入れたような条例というものはできないかということ、当初、考えていたのですが、いかがなものでしょうか。</p>
<p>会 長 ごみ減量担当課長</p>	<p>どうですか、事務局。</p> <p>地方自治法の規定の中には、懲役等も条例の中で規定はできるのでございます</p>

		<p>が、他の自治体との均衡等もございまして、これにつきましては現在のところ、持去り行為については罰金刑ということが一般的でございまして、それにつきましては罰金刑でいきたいと考えてございます。</p>
会	長	<p>前回も、皆さま方から大体ご意見をちょうだいして、今日もM委員からは、ご自分の理論に基づくいろいろな……</p>
M	委 員	<p>いや、理論ではなくて、断固反対ですという主張で、それは説得していただかなくては。</p> <p>ですから、まず古紙のリサイクルがなぜ正しいのかが、これまで、全く議論になっていないですね。正しいと思うから、区民は出しています。区民が出しているのに、それを裏切っている。回収すべき区がそれを徹底できていないということに対して怒るのは、当たり前であります。正しいと思っているからやっているのですが、では、なぜ正しいかは、メリットの面でいえば多少は出ているということが、我々にすら今日初めて、言われた。区民は知りません。</p> <p>それから、燃やしているだけのプラスチックの回収も、リサイクルとうたっている。ケミカルリサイクルだとうたっている。燃やしているだけですね。そういったことに対して、区民は「これは何かのリサイクルされる」と思って出しているわけですよ。読んでいません、そんな広報をしても。リサイクル、資源だと書いてあるのだから、資源だと思っています。当たり前です。それは、だましているのです。資源だと思っているから、回収して戻ってくると思うからやっているわけです。</p>
Q	委 員	<p>動議、よろしいですか。</p>
会	長	<p>はい。Q委員。</p>
Q	委 員	<p>座長に指名されてから、発言していただきたいと思います。</p>
M	委 員	<p>わかりました。はい。</p> <p>では、指名、お願いします。</p>
会	長	<p>では、M委員。</p>
M	委 員	<p>根本的に、なぜ恥ずかしいかというのは、そういう議論がないところであります。一員として、もしこれが通るのであればですね。</p> <p>それからもう一つ、恥ずかしいという意味であれば、「アパッチ」という言葉を何の躊躇もなく使われる方が、なぜこの委員の中にいっぱいいるのか。全く信じられません。これは、「土人」という言葉を使って憚らないというのと全く変わりません。括弧つきの、いわゆる一般にそういったところに対して反発を持つ</p>

ている人が、「アパッチ」というふうな言葉で呼んでいるような人たちがいるというならわかります。それは、理解できます。自分と利害が対立する、あるいは粗暴だと思われるような行為をする人に対して、ある民族の名前、それも蔑称である「アパッチ」というのをつけるということに対しては、全く恥ずかしいと思うので、議論の前提として、そういう態度は皆さんに改めていただきたいんですけども。

そうではなくて、本来は、「アパッチ」というふうに蔑称で呼ばれているような、足立区や所沢市というふうに車のナンバーを見て大体特定できているようなところに対して、なぜ区はこれまでそういったところの、区も含めて、あるいは市を含めて議論して、その業者にそれをやめさせるようなことができていないのかということですよ。責任ということであれば、それは、罰金をつけたらできることでしょうか。それは、ちゃんちゃらおかしいですよ。そうではないという事例も、もうすぐ出ているわけだし、考えてみれば、罰金が少々あるぐらいでやめるんだったら、やらないですよ。それは、ずっとお話ししていると思います。

それから、では、何のために我々は、そうやって危険を冒してまで古新聞を守らなければいけないのだ、あるいは空き缶を守らなければいけないんだというのが全くわかりません。さっき言いましたように、メーカーはやっているのですよね、新聞回収を。月間4,000円ぐらい払っているうち、多分50円あれば、メーカーの負担としてこういったことはできるのですよ、今までのお話を聞けば。4,000円払っているうち50円でやれるものをやれないのだったら、ページ数を減らせばよいわけですね。古紙を回収したら、古紙が増えていませんか。新聞のページ数、増えていませんか。あるいは、ペットボトルが回収され出して、倍増していませんか、ペットボトルの使用本数が。何回古紙がリサイクルできるのでしょうか。あるいは、ペットボトルは何回ペットボトルとしてリサイクルできるのでしょうか。そういった説明が、全く区からはこれまでないですね。これまで区が回収したものは、何になって、どういう量の計算が成り立っていると。区外に放り出ただけなのか、区としては収支が合っていますということなのか、それで恥ずかしくないのかということと、正しくないことに対して、もし罰金を、罰則をとということを一生涯ここで議論しているのだとすれば、恥ずかしいの一言ですよ。

会 長 F 委員。

F 委員	<p>この分別回収については、事前に地区ごとに、区から説明されております。多分、皆さま、聞かれていると思うのですが、100%回収するというのではなくて、部分的に回収できないものについては、あくまで燃焼、燃やすと。例えば、プラスチックについても、従来は燃焼カロリーが高くて炉を傷めるという概念だったのですが、焼却技術の向上で燃料としても使えるということで、回収したプラスチックのうち何%かはリサイクル、何%かは燃焼物というようなことで説明も受けておりますし、我々もそれに従って、納得してやっているわけなので、一概に全区民が知らないということではないということだけは、皆さんに認識していただきたいと思っておりますので、今申し上げました。前回からいろいろこの件について意見もございしますが、やはり区としての行政としてのやり方、あるいは国としてのやり方、いろいろあると思いますので、我々は今、区としてのどうあるべきかということ議論しているわけでありまして、さらに段階的に言えば、都でどうするか、あるいは国でどうするかということは、さらに段階を追って議論していくべき問題ではないかと考えております。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>I委員、どうぞ。</p>
I 委員	<p>今、いろいろなご意見を伺ったのですが、私どもの住んでいるところは、いわゆる商店街というところですね。住宅地とか、ごみの量の出し方が違うと思うのですが、私の今管理しているというか、場所ですと、ごみというのは、もし分別しない場合はものすごい量のごみが、住んでいる人だけではなくて、通りがかりの人も、何から何まで全部捨てていくわけですね。そうすると、その周辺に住んでいる人は、ごみだらけの環境になってすごく困る。今は、分別をいろいろやったださっているのですが、その量が不法に、例えばうちのほうは、杉並区と中野区の境ですが、中野区から駅まで住宅地の人が、ごみを持ってきてポンと捨てていく、そういうこともまだあるのですが、分別されていると、そういうことがほとんどなくなってきた、非常に私としてはありがたい制度だと思います。</p> <p>それから、新聞紙は新聞社が回収されていると思うのですが、各メーカーが全部、その自分の出したものをメーカーの責任において回収するということは、今の状況ではちょっと不可能だということで、できる限り今の状況でやっていただきたいと思っております。</p> <p>このごみの回収というのは、未来永劫に続くわけなのですが、今、段ボールそ</p>

<p>会長 環境清掃部長</p>	<p>の他を持っていかれる人は、お金になるから持っていくわけで、ちょっと前だと全然来ないときもありますね。今、新聞と段ボールは持っていきますが、ほかの、この前まで燃えるごみとされていた——鼻をかんだり紙はだめなのですが、普通の紙をいっぱい集めたのは、持っていかないと思うのですよね。そういうことを考えると、行政の責任というのは、未来永劫、ごみの回収については責任があるということなので、仕組みをよくして続けていただきたい。</p> <p>この罰則規定については、やはり今の状況で住民の皆さまが、そういうものは不合理だ、業者が持っていくのは不合理だということならば、罰則規定をちゃんとつけてやっていただきたいと思うのですが。</p> <p>罰金というのはどうやって払うのかというのが、私は具体的によくわかりません。それを、1回1回裁判にかけて、罰金刑を食らうのか。それともう一つは、罰金刑を食らうと、戸籍とかそういうものに、刑罰ですから載るのかどうか、そのこともちょっと教えていただきたいと思います。</p> <p>では、事務局。部長が一番詳しいかもしれないですね。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、罰金ですけれども、罰金は刑事罰になりますので、行政主体が科するということはできません。これは、あくまでも裁判所が科するということになりますので、私どもの手続としては、警察に告発をし、検察庁に送付をして、検察がそれを告訴するという格好になります。あくまでも司法機関、裁判所が罰金を科するということになります。</p> <p>この罰金の決め方ですが、これについては違法行為によって失われるであろう利益、これに相当する金額ということが言えると思います。ただいまさまざまな意見が出ましたけれども、この古紙の持去りに対して、もともと条例では上限は100万円までしか決められませんので、それ以上は法律レベルですから、100万円とすることも可能です。例えば2トン車で1台回って、それがどのくらいの頻度で、1回当たりに換算するとどのくらいの利益として件数上算定するのかということ想定しまして、それを具体的に告発行為をする検察庁と協議して、概ねこのくらいの金額が妥当であろうということで、総合的な評価の中で決まってくると。なおかつ、同じ行為が違う場所で行われたときに、金額が大幅に変わるということも、やはり量刑としては問題があるということもあって、最終的には総合的な評価の中で、概ねこの程度であれば適当だということの判断を、検察のほう最終的に判断して、自治体の条例に規定していくことになります。</p>
----------------------	--

<p>会 長</p>	<p>ですから、先ほどU委員が、いろいろお調べになっていらっしゃるんですが、現行、大体20万円ぐらいが多いというのは、検察庁の協議の中で、概ねその程度でよろしいのではないかとという全体の均衡というものを、検察庁が重要視している結果でございます。</p> <p>ほかの方。</p> <p>L委員、どうぞ。</p>
<p>L 委 員</p>	<p>先ほど、M委員が、ゴミの行方がどうなるか、区民はあまり知らないと言いますけれども、そういうお勉強会を、随分たびたびやっているの、このごみはどうなる、この燃えるごみは燃料としてのごみになるとか、これはプラスチック製品にまたなるとか、今は浸透しています。例えばペットボトルのふたなどは、それを回収している会社というか、企業が責任を持って何かをつくって、そのかわりその利益をワクチンにするとか、いろいろやっていますよね。ですから、そういうことをますますこれからも進めていかなければいけないし、勉強会も「あんさんぶる荻窪」など、環境ネットワークあたりでも随分やっていると思います。工場の見学会とか、ごみの処理場の見学会とか、たくさん区民は参加していると思います。特に、よく知らないのは男性のほうで、女性はすごく勉強していると思うのですよ。</p> <p>集団回収がどうしてもできない方が、中にはいると思うのですね。私も知識不足だったのですが、最終的には2人から集団回収ができるのだそうです。ですが、それもちよっとできないという人が中にはいて、「それだったら区に出そう。ただのごみとしては出したくない」という方がいらっしゃるの、それは区に出したいという人の意思を認めて、区がやはりやっていかなきゃならないのかなと思っています。</p> <p>本当は、集団回収をみんなでもっと進めたり、もったごみの行方とか、そういうことをこれからもますます——でも、随分、昔と違って、皆さん、お勉強しているので、そんなに「自分のごみがどうでもいいや」という人はいなくなったのだと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>会 長</p> <p>T 委 員</p>	<p>T委員、どうぞ。</p> <p>私も、この答申については、基本的にこれはこれで、内容的には問題ないかと思っています。</p> <p>M委員がおっしゃっていることも、少しわかるのです。</p> <p>ただ、行政は、今、2本立てで回収していますから、要するに、区民がどちら</p>

	<p>に委託して出しているかと、さっきN委員もおっしゃっていた。それに対して、やはり処理を適切にするということで、その部分だけとらえて、今、この答申は、あると考えていますので、ちょっとM委員と違うところだと思います。</p> <p>M委員のおっしゃっている、区が行政回収しているの、古紙が1億4,000万円売上げがあるというふうに、先ほどご回答なさいましたよね。それで、集団回収のほうが2,200万円ぐらい補助金を出している。</p>
ごみ減量担当課長	<p>正確には、3,800万円です。</p>
T 委員	<p>3,800万円ですか。ごめんなさい。</p> <p>3,800万円、出しておられると。それを単純に比較して、「売上げが1億4,000万円あるからいいんだ」ではなくて、基本的には、やはり区の行政回収のときのコストと、この差だと思うのですね。その辺の判断がきちっと提示されて、M委員がおっしゃっている議論を、別の場でやるような話だと思うので、この辺も、できればどこかで開示していただいて、行政コストがどのくらいで、売上げは1億4,000万円あるのだけれども、実はコストがかかっているから、集団回収に本来は移行する部分があれば増やしたいと、区の意向はあると思うのですね。その辺のこともきちっと説明しないと、先ほどの一緒になった議論になっていて、2本を1本にしないと間違っていると、今、決めつけてしまう。ちょっと難しいところだと思いますので、その辺も、そういう話を少しした上で、ご説明いただいた上で、議論されるのがよいのかなと思っています。</p> <p>それで、基本的に今の答申は、単純に区の行政回収に対する網かけだと考えていますので、これは今この答申で、私はよいかと思っています。</p>
会 長	<p>M委員。では、簡単をお願いします。</p>
M 委員	<p>最後に、意見として。</p> <p>もちろん、さっきL委員がおっしゃったように、例えば小学校でもエコ教育というか、環境教育——「エコ」という言葉は大嫌いなのですが——環境教育もなされている。公害については、この何十年もある中で、それについての意識もある。環境破壊についてもある。あるからこそ、資源ごみに出そうとする人が増えるはずですね。であるからこそ、本来、それがどういうふう処理されて、CO₂のこともそうですけれども、杉並区からどれだけ出て、あるいは、そこに入ってくる電気をつくるときに、どれだけのCO₂をほかでまき散らして入ってきてというような計算を全部しないと、すべての資源についておかしいだろうというのが、もともとの意見です。</p>

ただ、今回、この条例に関しては、効果があるのかというところが第一の反対の理由で、ないと思います。より悪化させるだけだということですね。そここのころの議論も、あまりないと思うのですが、今までのお話は、きれいにゴミが分別したいという趣旨で、それをちゃんと区が管理してほしい。今の置き場がひどいというのは、この前もお話ししましたが、それは路上ですよ。歩道がほとんど60センチしかないところに、自転車も通れば、電信柱も間に立っているようなあの立地で、その日は網をかけて、路上に今であれば価値があるものをほったらかしているわけですね。金銭価値が、今はあるから盗っていかれている。

でも、市場価値がなくなれば、それは放置されるし、散乱する一方になるのを、どう管理するかというお話であれば、非常にわかります。それが不備だということだと思います。網だったりネットだったり、かごだったり何もなかったり、ただ張りつけてあるだけだったり、あれが収集所とは、全く呼べないと思います。そういったものをきっちりやって、あるいは朝方、夜中にガチャガチャ缶を引き取る人間がいるとか、そういったことを何とかしてほしいという意見も、よくわかります。

でも、そういう中には、例えばホームレスでやっている人もいますね。他の自治体の報道もありますけれども。私の意見としては、自分の前に、例えば粗大ゴミを出して、コンビニで買ったカードを張って、区にお金を払っていても、持っていく人がいたら、それは持って行っていただいています、今でも。それは、自分のところではゴミだけれども、ほかで使われるのなら、その系から出ないから、とりあえずそうするわけであって、新聞回収になぜ参加しないかという、メーカーがせっかくやろうとしている古紙回収があるのに、なぜ集団で、流通のところに入り込んだり、メーカーの利害が絡むところに、なぜ区が、あるいは区民が、それも労力を払って介入していくのがわからないという点ですね。

そういったところがあるのですけれども、その辺のことで整理すると、今までのお話は、ゴミの保管所がきっちり管理されないことに対する不満、あるいは不備だという意見であって、散乱するとかですね。例えば、市場価値がなくなつて、持っていったほうが損するようなものを持っていてくれる人がいたら、では、罰金ではなくて報奨金を払うのでしょうか。資産価値の何%が罰金に該当するということであれば、本来それはゴミだから、区がやるべき回収をほかの人がやってくれたら、罰金ではなくて、持ち去った人に報奨金を出すのですか。

<p>会 長</p>	<p>もうかなり時間がたちまして、また大方の方からご意見もいただいて、前回同様、この刑罰規定等の創設には賛成だと。それから、今日書かせていただきました答申文につきましても、ここに書かれている内容に賛成だにご意見いただきました。</p> <p>ただ、前回同様、一部の方からの、そういう今後に対する進め方のご意見とか、今後、区においても研究すべき点もありますし、同時並行的に研究していったらとは思いますが。</p> <p>したがいまして、大方の方は賛成だということで、この答申案につきまして、賛成と理解してよろしゅうございますか。</p> <p style="text-align: center;">(拍 手)</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>では、「案」を取らせていただきます。</p> <p>では、随分ご熱心にご議論いただきましたが、審議事項につきましてはこれで終わりにさせていただきます、次に報告事項に入らせていただきます。</p> <p>「杉並区環境基本計画実施状況報告書（平成20年度版）について」、環境課長、お願いいたします。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>「杉並区環境基本計画実施状況報告書（平成20年度版）」ということで、ご報告をさせていただきます。</p> <p>本件につきましては、平成19年度の実績ということでございまして、今回、環境基本計画の改定について、部会のほうで、既にもっと詳細な資料に基づきまして、19年度実施について報告しているものでございます。毎年1回、環境清掃審議会に報告しているものでございまして、19年度の実績ということでございます。詳細については、後ほど見ていただきたいと思います。</p> <p>若干、説明をさせていただきますと、表紙を開いていただきますと目次がございまして、「環境基本計画からの抜粋」、「私たちの4つの挑戦」、「基本目標実現のための取組み」の実施状況」ということで、基本目標が現在5つございますので、それぞれについての目標、実際、行政が具体的に取り組んでいるものというものが、そのページごとに出てくるということでございまして、次の2ページ、3ページを開いていただきますと、「私たちの4つの挑戦」ということで、環境基本計画の中で定められております。</p> <p>次の4ページ以降になりますが、「基本目標実現のための取組み」の実施状況」ということで、これは4ページの場合は「基本目標Ⅰ」ということで目標が</p>

<p>会 長</p> <p>U 委 員</p> <p>環 境 課 長</p>	<p>ございまして、その下のほうに取組みの方向が、1について、さらに1とか2ということで、それぞれの目標が定められておりまして、目標があつて達成年度、それから19年度の状況がどうだということになっています。</p> <p>ただ、一番上の二酸化炭素の排出量については、19年度についてはまだ測定ができておりませんので、「17年度末の状況」と書いてあります。それ以外については、基本的には19年度の状況について、目標に対してどうだったかということが書いてございます。</p> <p>その下の欄でございますが、「《行政の具体的取組み》—目標設定のある主な計画事業—」4ページまでということで、それぞれについて「施策・事業」があつて、「指標」、「目標値」、「目標年度」、「19年度末の実施状況」の記載がでございます。</p> <p>12ページが「基本目標V」についての記載があるということで、最後の13ページ以降になりますが、これについては「計画施策・事業の一覧」で現行の環境基本計画について、そこに記載のとおりのもので、各計画施策・事業ということで15ページまででございますが、すべてのものを書いてあるということで、205事業でございます。</p> <p>以上、環境基本計画の実施報告書ということでございます。</p> <p>これについては、毎年報告しているということで、先ほど申しましたように、改定の部会のほうで、もう少し詳しい資料に基づきまして、皆さん方に報告をさせていただきます。その辺の評価等をお願いしているところでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、ただいまのご報告に、ご質問等ございましたらどうぞ。</p> <p>U委員、では、お願いします。</p> <p>早い話をお願いしたいのですが、この19年度の実施結果で、要は到達目標が危ないなという何か項目があれば教えていただきたい。お願いします。</p> <p>一番難しいということにつきましては、先ほどご説明したように、4ページの一番上、「温室効果ガスの削減への取組み」ということで、二酸化炭素については、杉並区では平成2年、1990年度に比べて2%削減ということにしておりますが、それについては、実際、19年度末の状況で13.5%ということで、逆に増えている状況でございまして、これについては目標ができていない、逆に増えているという状況で、そのほかについては、ほぼできている、大枠はできている、一部</p>
--	---

	<p>できている、完全にできていないというものがありますが、一番できていないのはこれでございます。</p>
U 委 員 会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにごございますでしょうか。</p> <p>K委員、どうぞ。</p>
K 委 員	<p>今に関連しまして、質問ですが、ここで言うておられますのは、あくまで二酸化炭素というCO₂オンリーに限った、温暖化ガスというとらえ方ではないわけですね。</p>
会 長	<p>どうぞ。</p>
環境都市推進担当課長	<p>二酸化炭素に換算してございます。</p>
K 委 員	<p>換算するということは、温室効果ガス全部を対象にしていると。</p>
環境都市推進担当課長	<p>6ガスです。そうです。</p>
K 委 員	<p>ちょっと理解できないところがあるのです。</p> <p>といいますのは、まず次の質問としまして、1990年、平成2年の基準からマイナス2%にすると。基準値というのは、幾らでとっておられるのですか。これは、いろいろなところを調べているのですが、非常にばらつきがあるのです。正直言うと、違った数字も出ております。</p>
会 長	<p>事務局、どうぞ。</p>
環境都市推進担当課長	<p>149万2,000トンでございます。</p>
K 委 員	<p>149万2,000トンという数字も、一部にはございます。</p> <p>ただ、これはあくまで、例えば先ほど申しましたとおり、CO₂ですか、温室効果ガスですかということを、まず1点目に質問したわけですが、これはCO₂オンリーなのです。そうすると、全部の温室効果ガスでいうと151万4,000トンになるわけです。それからまた、別の資料によりますと、149万5,000トンという数字もあるわけです。</p> <p>しかも、先ほどおっしゃったように、13.5%云々というようなことで逆算すると、その基礎ベースというのは、149万5,000トンをベースにして計算しておられるのではないかなといういろいろなとらえ方ができるものですから、まずスタート地点をはっきりさせていただきたいということを申し上げるわけです。</p> <p>今年7月に、温室効果ガス排出の算定結果についてご報告しておりますが、そのときに、杉並区の場合幾らかということでお答えしているところですが、先ほど6ガスの合算と申し上げましたが、これは二酸化炭素のみです。訂正させてい</p>
環境都市推進担当課長	

<p>会 長 環 境 課 長</p>	<p>きて、「その家にケヤキの木があるからカラスが来るんだ」ということで、すごくノイローゼになるくらい、無言電話から何からかかってくる。それで、区に苦情が来るらしいのですが、それも区の人のご存じかどうかわかりませんが、苦情を受けた区の方がその家に電話して、「こういう苦情がありました」ということを言うのだということ、その屋敷林の持ち主から聞いたことがあるのです。</p> <p>それで、屋敷林というのは、現状、70歳から80歳の人が当主なのですが、その方が、変な話、お亡くなりになりますと、相続税がいっぱいかかってきます。だから、10年ぐらい前は、いろいろ土地を売って、屋敷林を維持するように努力されたんですが、これから先はその保証がない。それに対して、区はどう考えておられるのか、そういう緑を維持する対策があるのかどうか、それをお伺いしておきたいと思うのですが。</p> <p>みどり公園課のことですが。</p> <p>みどり公園課で所管していて、具体的にははっきりわかりませんが、まず一つ、カラスは確かに卵を産んだ時期に、皆さま方を襲うようなことがあるので、環境課に連絡があれば、区としては、そのカラスを捕獲をせざるを得ない。そういうことを所有者の方にもお話しせざるを得ないということで、させていただいています。</p> <p>屋敷林については、みどり公園課で具体的にやっています。固定資産税は都23区では東京都が都税として課税しているために区ではとっていませんが、例えば固定資産税を減免するというのも考えられるかもしれませんが、ただ、具体的な話は、今の段階では、私の立場からお答えしにくいのですが、緑を増やすようなことは、現実問題、やっていると思います。詳細については、今日は、お答えできません。申しわけありません。</p>
<p>会 長</p>	<p>区の保護樹林とか、いろいろな施策はあるのですが、それだけでは守っていけないと。それで、ある場合に、買ったこともあるのですね。今年ですか、ご存じだと思いますが。</p> <p>だけれども、住民がみんな要望するから、全部買えるのかといえば、それも無理だろうと。私も、ちょっと相談を受けているのですが、今後、どのように考えていったらよいのかということ、そういう制度面、今、課長からもありましたが、相続だとか固定資産税だとか、いろいろな減免措置のあるという保護施策というの、最近、出てきているのですね。そのために、条例の改正とか、いろいろあるのですが、建物と、屋敷林とを含めてそういう区域にしていれば、</p>

R 委 員	<p>相続のときには3割減とかというものもありますので、今後、研究して、それから抜本的にそういうPRできるように用意されたらなど私自身も思っていますし、大事なポイントだと思います。</p> <p>R委員。</p> <p>2つぐらいですが、「目標年度」と「19年度末の実施状況」というところで、目標年度が17年度という、例えば4ページの「省エネ行動の取組み支援」で、「太陽光発電機器74件」、「19年度末の実施状況」という報告内容になっていて、目標年度が17年度となっています。19年度末の状況に対して、目標年度は過去であるというものが何点かあるのですが、その意味合い、要は、目標を達成しているけれどもまだ残っているとか、未達成で残っているとか、いろいろなことがあろうかと思うのですが、過去の目標年度に対して残っているという理由の説明をしていただけないかなと思います。</p> <p>もう1点は、達成状況が未達のものに対しての、未達であるということはわかるのですが、それに対しての何らかの達成に向けての改善策というものはあるのかなど。多分、あるのだらうと思うのですが、見えないということで、達成策があるのかどうかという点ですね。</p> <p>例えば、12ページの「すぎなみ環境カエルくらぶ参加人数」、目標値1,700人に対して、19年度末が217人ということで、なかなか厳しそうだなと思うのですが、それに対して15ページで、「取組みの方向2」の「取組みの方向性1」というところで、目標の設定だとか年度だとかというのが、全部「-」になっているのですが、この辺を含めて、以上2点、どのような進め方になるのかなというのをご説明いただけたらと思います。</p>
会 長 環 境 課 長	<p>事務局。課長、どうぞ。</p> <p>最初に、目標年度が19年度ではない、原則、現行の環境基本計画は22年度を目標ということの中で17年度、22年度より前に設定した年度があります。例えば「省エネ行動の取組み支援」、4ページで「機器設置補助」ということで、17年度までに45件という目標が書いてあるということで、新しい目標をつくり変えることがまだされていないので、そのまま過去の年度でやっている。環境基本計画の改定の見直しをする中で、その辺も、それなりにたくさん数がありますので、新しい今後の目標年度に合わせた形につくり変える必要があると思っています。毎回、そういうご質問を受けまして、今の基本計画自体の改定の中で検討していきたいと考えています。</p>

	<p>未達のもので、先ほど「カエルくらぶ」のお話があったと思います。今の環境基本計画は基本目標ごとに、取組みの方向が1つか2つ、4つとかある場合がありますのですが、それぞれについて、なおかつ1つ下のランクの目標のための指標がありまして、「環境カエルくらぶ」については確かにこういう目標でいますというもので、それに対する具体的な行動ということで、先ほどの15ページのところに4つほどマルが書いてあります。この辺は実際に目標が今の基本計画では書いていないものですから「－」ということしか書いてありません。具体的には、それなりのことをしていますが、実際は「環境カエルくらぶ」を増やすための指標になっている目標値、1,700人にできていないということです。こういうところが何点かありまして、「－」のところは実際に目標がない、具体的にこういうことをしましょうという程度のことしか書いておりませんので、今回の環境基本計画の改定の中では、やらざるを得ない、やっていく必要があると考えています。その辺が、今後の環境基本計画改定の中での検討課題と考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>さて、これは1ページ目から疑問だらけで、たくさん質問はあると思うのですが、これをやっていったら切りがないから、もう1点ぐらいご質問をいただいて、それで。</p>
<p>B 委員</p>	<p>どうぞ、B委員。 4ページの「みどりのリサイクル」のところで、「落ち葉のコンポスト化」、「剪定枝の有効利用」ということですが、この落ち葉とか枝が、今回いただいたカレンダーの中には、燃えるごみで掲載されているのですね。これを推進するという方向で区は取り上げているのですから、ちょっとその辺も、表現の仕方というのはあってもよいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>会長 清掃管理課長</p>	<p>事務局、どうぞ。 今回、皆さまにお配りしているカレンダーの中では、落ち葉でありますとか剪定枝について、束ねて3束まで集積所でお出してくださいという形のご案内をさせていただいています。もとより、木から落ちたものを根元に返してあげるのが一番の理想かと存じますけれども、実際の問題として、なかなかそういったことができないということがありますので、実務的にはそのようなごみ出しをご案内させていただいているというのが現実です。みどりの施策として、もちろんそちらのほうの推進ということを図っていくのは、当然、必要なことだと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>L委員。</p>

L 委 員	<p>「環境カエルくらぶ」の参加人数が1,700人とありますが、参加人数はものすごくあって、3,000人も4,000人も参加はしています。この217人というのは、会費を払って正会員になっている人たちです。ここのところが参加人数だとすると、1回50人ぐらいの参加が何回もあり、300人か400人の講演会が何回かあったので、とっくに何千人もの参加があるのだと思っているのです。会費を出して、「私は「カエルくらぶ」の会員です」というパスポートを持っている人が217人で、区民の方の参加だと、もうとっくに目標人数は超えています。以上です。</p>
会 長 環境都市推進担当課長	<p>事務局。</p> <p>「カエルくらぶ」の環境目標の設定でございますが、表現が「すぎなみ環境カエルくらぶ参加人数」という表記になっておりますが、これは具体的には、この計画を立てた段階で、いわゆる会員、会費を払って参加をされた方、つまり、いみじくも委員ご指摘のとおり、パスポートを持っている方が何人かということでカウントしてございます。それぞれの役割分担ということで、区民の方は「環境カエルくらぶ」に参加して、会員になって活動していくということで、その目標を22年度までに1,700人と設定してございまして、「カエルくらぶ」でいろいろな参加型、企画型、イベントをやっていくということが骨子となっておりますので、その点、ご了解いただければと存じます。</p>
会 長 K 委 員	<p>では、K委員。</p> <p>一般論で申し上げます。</p> <p>例えば、4ページのところで、「《行政の具体的な取組み》」という項目がございまして、5つの項目、施策からずっと19年度末の実施状況という項目がございまして、来年度以降、これをおつくりになる場合には、できまして、いわゆる基本計画の中にあります「現状」という言葉、これは多分、平成15年度ベースだと思いますが、その「現状」というものを1項目入れて6項目にさせていただくと、この目標と目標の現状までの問題と、その3つの対比の中で一目瞭然になると思うのです。</p> <p>例えば、「今まで98%届いているのだけれども」というようなことと、「まだ30%しかいっていないのだけれども」ということの3つのものをして、初めて一目瞭然で理解できるということになりますので、できまして次回以降、こういう計画対比表をつくった場合には、そのベースになる、こちらの言葉で言うところ「現状」の項目も入れて、6項目にさせていただきたいということ、1点、お願いしたいと思います。</p>

	<p>それからもう1点、先ほど緑化の問題でありましたが、前回は申し上げたわけですが、例えば3ページの一番下のところの事業者の中での駐車場の緑化の問題、これはつい最近の新聞などによりますと、また来年2月には都条例を改定いたしまして、緑化の増強を図るといような新聞記事が載っておりました。これに合わせた形で、建物のある敷地だけではなく、駐車場における緑化ということについても、やはり積極的に私は取り組んでいく必要があるのではないだろうかという面から、この辺についての取組みの強化、今言った条例が改正されるに伴って、同時施行でもよろしゅうございますが、そんなことについてもご検討いただきたいと思います。</p>
環境課長	<p>K委員のご指摘のとおり、今、現行の計画改定ということを見せていただいておりますので、具体的に、実際この中であって、もう達成が終わっているようなものは今後なくすとか、新しいものを入れるとかということも検討の必要があります。確かに指標の目標値までどのくらい近づいたかということがありますので、それは現行では現状というようなことがありますし、こういう資料をつくる時に現状がどのくらいで、実際、目標に対してどのくらい達成度合いといえますか、そういうことがわかるような資料はつくっていきたいと思っています。</p>
会長	<p>どうぞ、P委員。</p>
P委員	<p>まず、今日は急用ができて、遅れまして申しわけございませんでした。</p> <p>この実施状況の報告書についての私の意見を、1つ言わせていただきますが、実施状況ということで、非常に個々の施策につきまして、その達成状況を明らかにしてあるということで、これは大変結構なことだと思いますので、これがまたこういう文章として外部に出るといことも、こういうデータの公表としては、大変結構なことだと思います。</p> <p>1点、さらにつけ加えたいと思いますのは、実施状況というのは、要するに目標に対して、今、どのくらい達成していますかという数値上の確認にとどまっていると思います。これを見た人が、やはりちょっと物足りないなという印象を受けるのではないかと思います。</p> <p>というのは、これに対して、区のほうとしまして、この結果、達成状況、実施状況をどう評価しているのかというのが、これに入っていないと思えます。ですから、ただ単に目標値と比べて、数値的にこれが何%というのは、それは数値だけを見ればわかるわけですが、達成状況が低くても、やはりいろいろな事情があって達成できない場合もありますし、また達成している場合でも、実際はもっと</p>

<p>会 長</p>	<p>努力すれば、さらにできるという場合もありますし、いろいろな場合があるかと思ひます。そういうものを含めて、区の評価というのをに入れていただくと、見る区民にとつても、もっとよりわかりやすく、また内容的にも意味が出てくるのではないかなと思ひますので、ご検討願えればと思ひます。</p> <p>以上です。</p> <p>自己点検評価ですよ。大事な点だと思ひますし、いろいろ今後、ご努力されたらよいと思ひます。</p> <p>時間が押していますので、申しわけございませんが、あとは個々に担当課にご連絡されて、いろいろアドバイスでもしていただけたらと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>では、その他ということで、事務局、いかがですか。</p> <p>それでは、私のほうから、1つは環境基本計画改定の検討部会の経過報告ということでございます。</p> <p>今回、去る11月26日に第2回を開催させていただいております。現行の計画の検証なり評価とか、現状の認識とか、改定のあり方に関する基本的な考え方のご審議をいただいております。現行の、今回説明した実施状況報告書のもう少し詳しい資料ということの中で、各種施策の達成度等の資料をご報告しておりますので、その中でもいろいろとご意見をいただいております。</p> <p>次回、第3回が、来週の12月19日になっておりまして、今後、各基本目標ごとについてご審議いただくという状況でございます。</p> <p>次回の日程でございますが、第34回につきましては、既にお話をさせていただいておりますが、1月16日の金曜日、午後2時ということになっておりますので、ご承知おきをいただきたいと存じます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>今回は、1月16日金曜日の午後2時からということで、ご予約のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>今日は、朝早くからご熱心に、いろいろとご検討いただきましてありがとうございます。おかげさまをもちまして、答申案のほうは、一応、整理ができました。今後とも、審議会のために、区のために、いろいろと皆さん方からご協力いただきますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>本日は、どうもご苦労さまでした。</p>